

## 1. 所得拡大促進税制（中小企業向け）※個人事業主も適用可

### 1. 制度の内容

その事業年度の雇用者給与等支給額（注1）が比較雇用者給与等支給額（注2）と比較して1.5%以上増加したときは、控除対象雇用者給与等支給増加額（注3）の一定割合を法人税額から控除できます。

### 2. 改正の内容

適用期間を3年延長した上で、改正の内容を次の通りとします。

- ①教育訓練費が前年度の教育訓練費と比較して**5%以上増加**、かつ、**教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上となった場合**には、税額控除率を10%加算します。
- ②子育て支援や女性の活躍促進に積極的な企業（プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている企業等）には**税額控除率を5%加算**します。  
 ※くるみん：子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定  
 えるぼし：女性活躍を推進する優良企業として厚生労働大臣が認定
- ③ 当期の税額から控除できなかった場合には、**控除額を5年間繰り越す**ことができます。

|        | 改正前  | 改正案   |
|--------|--|---|
| 適用期間   | 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度             | 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度  |
| 税額控除額  | 給与等増加金額の15%                                  | 給与等増加金額の15%（変更無し）   |
| 限度額    | 法人税額の20%                                     | 法人税額の20%（変更無し）  |
| 上乗せ措置  | ①給与等の増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率を15%加算          | ①給与等の増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率を15%加算（変更無し）                               |
|        | ②教育訓練費の額が、前事業年度より10%以上増加している場合には、税額控除率を10%加算 | ②教育訓練費の額が、前事業年度より5%以上増加、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合には、税額控除率を10%加算 |
|        | —  | ③子育て支援や女性の活躍促進に積極的な企業（注4）には税額控除率を5%加算                                   |
| 控除額の繰越 | —  | 控除限度超過額の5年間の繰越し（注5）   |

**ポイント** 税額控除は最大で給与等増加金額の45%（15%+15%+10%+5%）になります。

注1 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

注2 比較雇用者給与等支給額とは、適用年度の前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

注3 控除対象雇用者給与等支給増加額とは、適用年度の「雇用者給与等支給額」から前事業年度の「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。

注4 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合をいいます。

注5 繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り適用することができます。

注6 資本金1億円超の企業向けの所得拡大促進税制についても改正されています。

## 2. 事業承継税制

特例承継計画・個人事業承継計画の提出期限が2年延長され令和8年3月末までとなります。  
 ※特例措置の期限延長の改正はされていません